

麻疹検体採取マニュアル

令和5年5月23日一部改正

このマニュアルは、沖縄県麻疹全数把握実施要領に基づく検体の採取方法について定める。

1 検査材料

- 1) 咽頭ぬぐい液（滅菌綿棒を検体輸送培地入り容器※に入れる）

検体輸送培地入り容器がない場合

- ①保健所がすぐに回収できる場合、空の滅菌スピッツで代用可。
- ②保健所がすぐに回収できない場合、または長時間検体を医療機関で保管する場合、滅菌精製水 1mlを入れた滅菌スピッツで代用可。

保健所は、空容器の場合、検体採取後速やかに回収し、迅速に衛研へ提出する。
生理食塩水入りは可能な限り避けること。

- 2) 末梢血液（EDTA 容器(CBC用容器)に 1ml。ヘパリン入りは不可）
3) 随時尿（滅菌スピッツ 1 本）

2 検体採取の時期

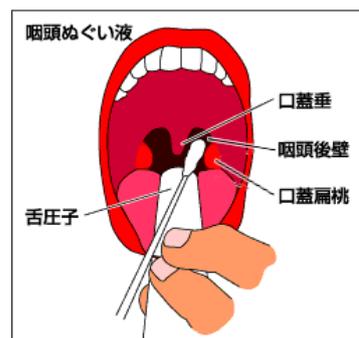
発疹出現日を第0病日とし、第5病日以内に採取する。

但し、麻疹確定患者との接触が明らかな症例においては潜伏期を経て最初の発熱があった時点で検体を採取することも可能。

日数が経過しているときは尿が有用となるため、可能な限り尿も提出。

3 採取方法

- 1) 咽頭ぬぐい液は、滅菌綿棒で咽頭を丁寧にぬぐい、約 3ml の検体輸送培地(ウイルス保存液)に浸し、適当な長さで綿棒の柄の部分折り、密栓する。
(右図参照)
- 2) 末梢血液は、抗凝固剤(EDTA、ACD 等)入りの容器に血液を 1~2cc 採取する。ヘパリン入りの血液は、遺伝子検査(PCR 法)に影響するため使用しない。
- 3) 尿は、随時尿を滅菌スピッツ 1 本分(約 10ml)に採取する。



※ 検体輸送培地(ウイルス保存液)
那覇市保健所から必要時配布する。

那覇市保健所 保健総務課 感染症相談室
TEL: 098-853-7972 FAX: 098-853-7966